

京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 256 号

京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項前段中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における専用装置の水に係る汚水の使用料の額)

第11条の2 条例第17条の2第2項に規定する1月の使用料の額は、別表第2に掲げる従量使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定は、条例第21条第5項の規定により2月の汚水排出量に係る使用料の額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」と読み替えるものとする。

第12条第1号中「京都市水道事業条例」を「水道事業条例」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第11条の2関係)

汚水排出量 (水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量)	従量使用料 (1立方メートルにつき)
1 30立方メートルに水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数 (以下「使用者数」という。) を乗じて得た水量から同条第2項各号に掲げる水量のうちいずれか大きい水量 (以下この表において「選択された水量」という。) を控除して得た水量 (当該水量が零を下回る場合には、零とする。) までの部分	円 130

2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には、零とする。）までの部分	183
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には、零とする。）までの部分	206
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には、零とする。）までの部分	226
5	4の項の規定により計算して得た水量を超える部分	239

別表第3（第11条の2関係）

汚水排出量（水道事業条例第18条第2項において準用する水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量）		従量使用料（1立方メートルにつき）
1	60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から水道事業条例第18条第2項において準用する水道事業条例第15条の3第2項各号に掲げる水量のうちいずれか大きい水量（以下この表において「選択された水量」という。）を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には、零とする。）までの部分	円 130
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には、零とする。）までの部分	183

3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には、零とする。）までの部分	206
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には、零とする。）までの部分	226
5	4の項の規定により計算して得た水量を超える部分	239

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第11条の規定は、平成26年5月1日（京都市特定環境保全公共下水道条例第21条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合にあっては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る使用料の加算額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る使用料の加算額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第11条の2の規定は、適用日以後に認定する汚水排出量に係る使用料について適用する。この場合において、適用日前に認定する汚水排出量に係る使用料に関する改正後の規則第11条の2の適用については、同条中「100分の108」とあるのは、「100分の105」とする。

(上下水道局技術監理室地域事業課)